

<TOKYU CARD>カード加盟店 非接触決済取扱規約

2020年12月制定

第1条(加盟店)

東急カード株式会社(以下「当社」という)に<TOKYU CARD>カード加盟店規約(以下、「加盟店規約」という)を承認のうえ加盟を申込み、当社が加盟を認めた加盟店で、本規定を承認のうえ、当社に非接触加盟店申込みをして、当社が認めた加盟店を非接触信用加盟店(以下、「加盟店」という)とする。

第2条(目的及び適用関係)

1. 本規定は、非接触信用取引に関して、加盟店規約の定めと異なる事項について定めるものである。
2. 加盟店は、非接触信用販売を取り扱うにあたり、加盟店が遵守すべき事項及び講じるべき措置等について、加盟店規約及び本規定に従うものとし、加盟店規約と本規定とで異なる定めについては、本規定が優先して適用され、本規定に定めのない事項については、加盟店規約が適用又は準用されることを承諾するものとする。

第3条(定義)

本規定において、以下に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

(1)非接触カード等

当社が会員に貸与する非接触決済のサービスマークが表示されている所定規格のカード媒体で、非接触決済の利用を可能とするの機能を有するもの、または携帯電話その他の電子機器およびその他の媒体をいう。

(2)取扱端末

非接触決済カード等の信用販売に対応する機能を備え、非接触決済カード等の有効性をチェックする機器をいう。

第4条(信用販売の種類)

非接触信用販売の種類は、1回払い販売のみとする。

第5条(信用販売の方法)

加盟店は、会員から非接触カード等の提示による非接触信用販売の要求があった場合、割賦販売法に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、取扱端末を利用してカードの有効性を確認し、信用販売の承認を得るものとする。また、何らかの理由(故障、電話回線障害等)で取扱端末の使用ができない場合は、信用販売を行うことはできないものとする。この場合、いかなる理由であっても当社は加盟店に対する一切の責任を負わないものとする。